

# 介護老人福祉施設事業計画

## (南陽園・第二南陽園・第三南陽園)

南陽園・第二南陽園及び第三南陽園は、法人の基本理念である「利用者中心のサービスの提供」及び3施設の共通理念「笑顔で、ご利用者の心に寄り添うサービスを提供します」「地域と繋がり助け合う開かれた施設を目指します」「専門職としての自覚を持ち、互いに成長できる職場環境を作ります」に基づき、ご利用者一人ひとりの生き方（価値観）が尊重される日常生活を支援し、安心かつ満足して暮らしていただくことのできる施設運営及び安定的な経営基盤の確保に努める。

### 1 施設運営の基本方針

#### (1) 安定的な経営基盤の確保

##### ① 収入の確保と経費節減

ア 利用率97%（ショートステイを含む）を確保するために、ショートステイを含めたご利用者の入退所を円滑に行う。

イ 厚生労働省の指針にのっとり、重度要介護高齢者を受け入れる。

ウ 令和6年度介護報酬改定へ有効かつ適切に対応する。

エ 各処遇改善加算の継続及び介護等職員の処遇改善を図る。

オ 光熱費（電気・ガス等）の高騰への対応のため、電力会社契約先の変更を含む見直しと、改めて節電に努め不要箇所の消灯を徹底する他、補助金を活用しながら省エネ機器（LED化等）への切替えを促進する。

##### ② 施設・設備の更新・改善

ア 施設機能維持のために、中期大規模修繕計画に基づき、機器の改修・更新や建物設備の適切な保守管理に努める。

イ 整備したICT通信環境を利用した見守り支援機器等の定着・活用を進めるとともに、更にICTを活用して業務の効率化推進するための検討を行う（仮称 介護保険事業ICT活用推進検討会の設置等）

ウ 職員トイレ等の改修（南陽園）、館内照明のLED化更新（南陽園・第三南陽園）及び特殊機械浴槽の更新（第二南陽園）など実施する。

### ③ 防災対策の推進

ア 能登半島地震を教訓に災害発生時の各施設の自衛消防計画の点検及び事業継続計画（BCP）の具体的実行項目等（人材確保等）を見直し検討をするため「仮）介護保険事業災害時事業継続計画の見直し検討会」を設置して、早急により実効性のある災害時の事業継続計画等の見直しを行う。

イ 発災後の必需品（非常発電機・簡易トイレ等）の整備を推進し、充実を図る。

### ④ 人材確保

ア 人材確保対策推進本部と連携し、実習受け入れ校等各学校への案内状送付、広告媒体・インターネットの活用等により介護・看護職員を確保する。

イ 実習生受け入れを通して、期待される人材の推薦入職を促進する。

ウ 外国人介護職員（在留資格介護・特定技能外国人等）の採用を進める。

## (2) ご利用者中心のサービスの提供

### ① リスクマネジメントの徹底

ア 引き続き「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、感染防止対策委員会を定例開催するとともに、より実践的・効果的な研修・訓練を通じて感染症管理体制を強化する。

併せて、感染症に関わる事業継続計画（BCP）について実効性を高めるべく全施設ですり合わせを行うなど、見直しを行う。

イ 浴風会病院・「中野・杉並医療と介護の感染予防ネットワーク」と協働し、感染症予防対策の充実に努める。

エ 「事故発生の防止のための指針」に基づき事故防止対策委員会の定例または随時開催し、転倒等のリスク軽減効果につながる体制強化を図る。

オ 事故防止又は軽減のための見守りロボット等の充実を図る。

カ 「苦情受付担当窓口」「虐待防止受付担当窓口」を設け、ご利用者及びご家族等からの苦情、虐待通報に速やかに対応し、解決を図る。

## ② ご利用者の権利擁護の推進

### ア 虐待未然防止の徹底及びサービスマナーの向上

引き続きご利用者への虐待未然防止の徹底とサービスマナー向上（不適切ケア防止）の推進を図るため、「権利擁護・虐待防止委員会」の定期開催、研修への参加を通じて、全職員に常に虐待防止への意識を高める。

イ 「虐待の芽チェックリスト」による自己点検・相互点検を継続する。

ウ サービスマナーマニュアルに基づき、接遇マナー（挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等）の向上に努める。

エ 「身体拘束廃止マニュアル」に基づくご利用者本人または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底するとともに、「身体拘束廃止委員会」を定期開催して、要件を満たしている拘束においても可能な限りの拘束解除に向けて検討する。

## ③ 看取り介護の推進と医療連携ケアの向上

ア 配置医師及び「浴風会病院人生の最終段階における医療及びケア運営委員会」と協働しご利用者ご家族が望まれる医療・ケアの提供に努める。

イ 浴風会中期事業計画に基づく看取り推進会議を開催するとともに、看取りに係る病院と施設間での課題等を検討する「看取り推進小委員会」を随時開催して、看取り介護実践の検証と改善を図る。

ウ 看取り介護マニュアルの見直し、外部研修への派遣等、職員が不安なく看取り介護に取り組める体制作りを進める。

エ 重介護及び医療ニーズの高いご利用者を受け入れ、日常生活継続支援加算体制を維持する他、登録認定行為（喀痰吸引等）事業者として、喀痰吸引等研修体制を確保し、医師・看護職員・ケアワーカーによる医療連携ケアの充実を図る。

## ④ ケアマネジメントの充実

ア ご利用者のニーズに沿いつつ、ご利用者が尊厳を保持し有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、個別サービス計画（施設サービス計画、栄養ケア計画、経口維持計画、個別機能訓練計画等）を多職種協

働で策定し、計画に沿ったサービスを提供する。

イ 各個別サービス計画が日々の生活のなかでどれだけ有効に展開されているか、評価・モニタリングを適切に実施し、個別ケアの充実を図る。

ウ アセスメントシートを用いて、施設サービス計画の立案及びマネジメントの展開を図る。

⑤ 口腔機能維持、経口摂取維持の推進

ア 医師、訪問歯科医師、管理栄養士、看護職員、機能訓練指導員、ケアワーカー等多職種が協働して、経口摂取維持を図る。

イ ご利用者及びご家族同意のもとに嚥下内視鏡検査を実施し、診断結果に基づいて食事形態、食事姿勢、介助方法を決定し、経口摂取維持を図る。

ウ 訪問歯科医師指導の下に口腔ケアを実施し、口腔機能の維持を図る。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対応

ア 重症化リスク予防のためワクチン接種希望者への便宜を図る。

イ 引き続き感染状況を鑑みて、面会やボランティアの受入れ等、コロナ禍前のご利用者の日常生活を出来る限り戻す事を前提で検討し、改善を図る。

(3) 専門職の連携を活かした職場づくり

① 研修体制の充実

ア 法人研修企画部主催の新任職員研修、キャリアパス研修に対象職員が全員参加し、全体研修にも積極的に参加する。

イ 3 特養共同して入職時研修の他、中途採用職員研修及びそれぞれのフォローアップ研修等を計画的に実施する。

ウ 3 特養ケアサブリーダーが共同して作成した職員育成マニュアルに沿って指導に努める。

エ 非常勤職員育成研修として、浴風会ケアスクールが開講する実務者研修に施設長が推薦する職員を受講させる。

オ 業務習得状態の確認を通じて必要な指導を行うOJT体制を継続する。

カ 職員の上位資格取得を推進し、勤務上の配慮など働きながら学べる体制を確保する。

キ 認知症介護実践者研修・リーダー研修、実習担当者養成研修の他、関係

職員の外部研修への積極的参加を促し、定期的に報告会を開催する。

## ② 専門性の向上

ア 人事考課により職員各自のモチベーションアップを図る。

イ 東京都社会福祉協議会高齢者福祉施設協議会研修委員会の各専門職委員会に、職員を可能な限り参加させる。

ウ 東京都社会福祉協議会主催の研究発表会「アクティブ福祉 in 東京」に、研究成果、実践成果を発表する。

エ 法人の「職員実践・研究発表会」に、サービスの実践成果、研究成果を発表する。

## ③ 労働安全衛生の推進

### ア 5S活動の取り組み

整理・整頓・清掃・清潔・躰を通じて、職場の抱える課題を解決するための改善活動（いわゆる5S活動）に取り組み、職場の安全を高め、仕事の質を高め、チーム力を高める事を目的に取り組む（先ずは、整理・整頓から実施）

イ 労働災害の発生及びそれに伴う健康障害を未然に防止するとともに、快適な職場環境の形成を促進し、職員の健康の保持増進（定期健診で再検査等の結果を受けた職員への受診の促し等）を図る。

ウ 職場環境の改善の一環として、浴室内の介助中職員の熱中症予防のための冷却器の設置を行う。（南陽園）

エ 福祉用具・機器（スライディングボード、リフト付個浴槽、特殊浴室の走行リフト、トイレリフト等）を活用し、腰痛の予防に努める。

オ 更に介護ロボット・ICT機器を活用し、ご利用者の安全と職員の負担軽減、業務効率化を図る。

カ 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の概要を職員に周知するとともに、腰痛予防マニュアルを活用し、予防体操等に努める。

キ ストレスチェックを活用し産業医と連携して高ストレス予防を推進する。

ク 超過勤務時間の削減及び年次有給休暇の計画的取得に努める。

#### (4) 地域との協働と社会貢献

##### ① 地域との連携推進

ア 地域のケアマネジャーや地域包括支援センターと連携を密にし、緊急ショートステイを積極的に受け入れる他、虐待等家庭の事情により緊急に保護を要する要介護高齢者を、ショートステイの利用または行政による措置により早急に受け入れる。

イ 「杉並区共生型サービス事業所開設促進事業」の障害者のショートステイ受け入れについて検討する。

ウ 東京都から生活困窮者就労訓練事業の認定を受け、生活困窮者自立支援制度に基づき、就労の機会を提供する。

エ 障害者雇用を支援する杉並区事業団及びNPO法人の施設外就労訓練生を受け入れ、若者の就労を支援する。

オ 高齢者の就労を支援するNPO法人の「元気高齢者地域活動サポート講座」受講生の実地研修を受け入れる。

カ 杉並障害者雇用支援事業団による、ご利用者、訪問者等を対象にしたコーヒーマスターサービス実施の場を提供する。

キ 小・中・高校生の体験学習、大学生のインターンシップを積極的に受け入れるとともに、就労訓練希望の小・中・高校生及び付添ボランティアを受け入れる。

ク 近隣町会、商店会、杉並区社協及びケア24高井戸との連携を深め、地域の小中学校等の対象を拡大し、福祉教育への協力、認知症サポーター養成講座開講、夏祭り等のイベントへの協力、地域団体への施設開放、車椅子の無料貸出し等により地域の社会資源としての役割を果たす。

ケ 機能訓練指導員を中心に、機能訓練の一環として作成したご利用者の作品展覧会及び地域住民・ご家族向けのワークショップを開催する。

コ 地域連携担当ケアワーカーを中心に活動環境の整備を行い、ボランティアを積極的に受け入れ、協働してご利用者の豊かな生活を支援する。

サ 生計困難者に対する負担軽減を実施する。

シ 杉並区との協定により、震災等緊急時には可能な限り地域の要介護高齢

者等を受け入れる。

ス 杉並施設長会を中心として区内各特別養護老人ホームとの連携、情報の共有を進める。

セ ホームページや広報誌を通じて、施設情報を積極的に公開していく。

## 2 ご利用者へのサービスについて

### (1) 食事について

- ① 食事は、デイルームまたはグループリビングで摂ることを原則とするが、ご家族等が見えた場合など状況により、ご希望の場所で摂ることができる。
- ② 食事開始時間は、朝食 7 時 30 分、昼食 12 時、夕食 6 時を原則とし、午後 3 時に提供するおやつも含め、ご利用者の状態等により喫食時間が変更となる場合は、適切に保管のうえ提供する。
- ③ 食事は適温で提供することとし、食事摂取基準を満たしつつ、ご利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を作成するとともに、医師の発行する食事箋に基づいた療養食や嗜好等による代替食などご利用者の状況にあった食事とする。
- ④ ご利用者の低栄養状態等の予防・改善のため、管理栄養士は各ご利用者の栄養アセスメントの結果に基づき多職種と協働して栄養ケア計画を作成し、計画に沿った食事を提供する。
- ⑤ 経口摂取の維持のために多職種が協働し、各ご利用者の食事形態、食事姿勢、介助方法等を検討し、可能な限り口からの食事摂取が維持できるよう努める。
- ⑥ 複数の主菜メニューから選ぶ選択食、四季折々の行事食を実施し、「食の楽しみ」の場を広げる。
- ⑦ 食事は、主食と副食に分けて、次により実施する。
  - ・主食 米飯 粥 ミキサー ゼリー
  - ・副食 常食 きざみ 極きざみ ミキサー ゼリー

### (2) 入浴について

- ① 入浴は、毎週 2 回を原則とする。なお、入浴形態は、一般浴・個人浴・機

械浴・リフト浴とし、ご利用者個々の状態に最も適した浴槽を使用する。

② 健康状態により入浴を中止するご利用者に対しては、清拭を実施する。

### (3) 排泄について

① 排泄は、ご利用者一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、できるだけトイレでの排泄が維持できるように支援する。

② 居室での排泄介助にあたっては、人としての尊厳に心を配り、カーテンを閉める等プライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で行う。

### (4) 着脱について

着脱介助にあたっては、ご利用者の身体状況を熟知したうえで、不適切に身体を動かしたために脱臼・骨折等の事故が発生することのないように行う。

### (5) 移乗について

移乗介助にあたっては、移乗時の打撲・骨折等に十分に注意する。安全・安楽に移乗介助が行われるよう、スライディングボード等の福祉用具を活用する。また、車椅子のブレーキ・タイヤの状態等に留意し、点検を日頃より適切に行う。

### (6) 体位変換について

体位変換の必要なご利用者に対しては、脱臼・骨折等の事故に留意のうえ、適切に行い、褥瘡の予防・治癒に努める。

### (7) 外出支援について

散歩、買い物等の外出支援を積極的に行うように努める。また、散歩ボランティアを養成し、園内散歩の機会を増やす。

### (8) 健康管理について

① 看護職員は、ご利用者一人ひとりの既往歴や現疾病の状況を十分に把握し、常に体調の変化に留意し、ケアワーカーとの連携を密にして必要な医療処置、病気の予防等、健康管理に努める。

② ケアワーカーは、生活のなかでのご利用者の心身状態変化を注意深く観察し、看護職員との緊密な連携の下に、疾病などの早期発見・治療に努める。

③ ご利用者が服薬中の薬剤については看護職員が管理し、与薬介助にミス（与薬忘れ等）のないようケアワーカーと共に十分に注意して行う。



また、看護職員はご家族等の同意の下に薬剤情報提供書を取り寄せ、薬剤についての情報を的確にケアワーカーに伝える。

- ④ ご利用者の診療は、浴風会病院の協力を得て、配置医が行う。なお、緊急時においても原則、浴風会病院で診療を行う。

ア 診療科目

(浴風会病院)

内科（神経内科、循環器内科、呼吸器内科） 精神科 泌尿器科

整形外科 リハビリテーション科 眼科 皮膚科 耳鼻咽喉科 歯科

イ 定期健康診断 誕生月

ウ 血圧測定 毎月1～2回 その他必要に応じて随時

エ 体重測定 毎月1回

オ 健康相談 随時

(9) 個別機能訓練について

- ① ご利用者が日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、また、その減退を防止するため、個々のご利用者の機能訓練計画を策定し、定期的に評価と見直しを行う。
- ② クラブ活動、レクリエーション、行事、ご利用者の有する能力を活用した介護等を通じて、身体機能の維持・向上を図るための必要な訓練を行う。

(10) サービスの向上について

- ① 各施設はハード面の相違を踏まえ、独自の創意工夫により、グループケアの推進に努める。
- ② 音楽療法、アートセラピー、園芸療法等認知症の予防やBPSDの緩和を図る活動、生活の活性化を図る各種イベントやクラブ活動及び外出支援、レクリエーションの実践に取り組み、ご利用者の生活の質（QOL）向上に努める。（別表1 一年間行事計画）

### 3 施設の運営・管理について

#### (1) 入所者の決定について

入所に関して公平性を確保するために、3施設合同の「浴風会介護老人福祉施設入所検討委員会」(委員長 第三南陽園園長)を原則毎月開催し、男女別、要介護度別に入所者を決定する。

#### (2) 3施設の連携について

施設サービスの標準化を図り、より効果的な運営を行うために、3施設は常に連携を保ち、施設長会議、サービス部課長会議、サービス経営会議、その他必要な会議を定期的または随時開催する。

#### (3) 「浴風会病院」との連携強化について

夜間のご利用者の状態変化時には、浴風会病院当直看護長、当直医師とのオンコール体制により対応する。

「病院・施設連絡会議」等を活用し、浴風会病院との連携を深め、日常の健康管理の充実に努める。

#### (4) 苦情、虐待対応及び個人情報保護について

- ① 苦情解決責任者(施設長)並びに苦情受付担当(生活相談員)は、苦情に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、理解を得るように努めるとともに、改善すべきことは、施設として早急に取り組むものとする。

また、必要に応じて、外部委員によって構成されている浴風会苦情解決委員会に諮り、公正中立の立場に立った適正な解決に努める。

- ② 虐待防止受付担当者(副園長)は、虐待通報を受けた場合はその内容を速やかに区市町村に報告するとともに事実確認を行い、虐待防止委員会を開催し改善策を検討して、その結果を通報者、区市町村に報告するものとする。
- ③ 全ての職員は個人情報を適切に管理し、ご利用者及びご家族から予め同意を得ない限り、ご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供しないものとする。

#### (5) 家族会の開催及び家族との連携について

家族会を開催し、施設運営等についての説明を行うとともに、意見交換・交流により、施設運営等について理解と協力を得る。また常に、ご利用者本

人・ご家族等の意向を把握し、施設運営に活かすように努める。

ご家族等とはご利用者の体調変化など日頃より連絡を密にし、相互信頼関係を築くよう努めるとともに、制度改正や施設運営上の変更等がある場合には、その情報を適時かつ的確に提供する。

#### (6) 広報活動について

広報誌『南陽家族』を年4回発行（広報委員長 南陽園園長）し、近隣の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に配布する。

また、ホームページを活用し、定期的に施設の最新情報を発信する。

#### (7) 火災予防と訓練について

「1 施設運営の基本方針（1）安定的な経営基盤の確保③」に記載のほか、防災設備及び防災用具等の確保と点検を定期的を実施するとともに、「自衛消防計画」に基づき、毎月1回の自衛消防訓練を実施する。

### 4 短期入所生活介護(ショートステイ)について

介護保険の居宅サービスの一つであるショートステイは、在宅で介護をするご家族の介護負担軽減を主目的とするサービス事業であり、併せて、介護者の急病や虐待等により、要介護高齢者の安全を確保するために緊急避難的に利用できる事業でもある。

そのことを十分認識し、空床ベッドを含め、できるだけ迅速・円滑にご利用者を受け入れるように努める。

送迎サービスを継続するとともに、地域のケアマネジャー等との連携を強化し、地域ニーズに対応していく。

### 5 研修生・実習生等の受け入れ及び指導について

学校・養成校等からの研修生・実習生等の受け入れに当たっては、受け入れ計画を策定し、各種研修生・実習生が、それぞれに応じた研修・実習目的を達成できるよう丁寧な指導に努める。